

1

随意契約理由書

1 案件名称

住之江下水処理場外3か所高濃度PCB含有廃棄物処理業務委託

2 契約相手方

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、住之江下水処理場外3か所に保管している高濃度PCB廃棄物を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社で処理するものである。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、特別管理産業廃棄物である高濃度PCB廃棄物の処理を行う事が出来る唯一の事業者であり、国の監督の下で処理を行うために政府100%出資により設立された会社である。

又、3キログラム以上の高濃度PCB廃棄物処理は、全国5か所の処理対象地域が定められ、近畿地方では、此花区舞洲の大阪事業所でのみ処理することが出来る。大阪事業所は特別管理産業廃棄物処分業の許可を平成18年8月31日に大阪市から受け、操業を平成18年10月3日より開始している。

従って本業務委託は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第11条第1項第1号（特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定される）に該当することから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）